

議案書

第1号議案 会則変更の件

下記のように、会則の第9条、第27条、第37条、第38条の一部を変更したい。

旧

第9条 役員は役員幹事会において会員のうちから選任する。

第27条 1. 会 費
正会員は永年会費として入学時に30,000円を納める。

第37条 本会の解散は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第38条 本会の解散に伴う残余財産の処理は、役員会の提起により総会において、出席者の4分の3以上の議決による。

新

第9条 役員は役員幹事会において**幹事**のうちから選任する。

第27条 1. 会 費
~~正会員は永年会費として入学時に30,000円を納める。~~ (削除)

第37条 本会の解散は、**役員幹事会**において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第38条 本会の解散に伴う残余財産の処理は、**役員幹事会において出席者**の4分の3以上の議決による。

第 2 号議案

会則 第 7 条 会員が本会の会員として著しい不都合のあったときは役員幹事会の議決を経て会長はこれを除名することができる。

会員除名の件